

## 東近江行政組合職員の給与の特例に関する条例

平成25年10月1日  
東近江行政組合条例第8号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、東近江行政組合一般職の職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与の支給額を減額するため、東近江行政組合職員の給与に関する条例（昭和47年中部地域消防組合条例第19号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（当該職員が給与条例付則第7項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 給料表       | 職務の級 | 割合        |
|-----------|------|-----------|
| 行政職給料表（1） | 1級   | 100分の3.00 |
|           | 2級   | 100分の3.30 |
|           | 3級   | 100分の3.75 |
|           | 4級   | 100分の4.50 |
|           | 5級   | 100分の5.55 |
|           | 6級   | 100分の6.75 |
|           | 7級   | 100分の8.25 |

2 特例期間においては、給与条例第31条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第31条第1項 前項に定める額

(2) 給与条例第31条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第31条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例付則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例付則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項第1号中「前項」とあるのは「第3項の規定により読み替えられた前項」と、同項第2号中「前項」とあるのは「第3項の規定により読み替えられた前項」と、同項第3号中「前項」とあるのは「第3項の規定により読み替えられた前項」とする。

（東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年滋賀中部地域行政事務組合条例第5号）第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第28条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額」とあるのは、「同条例第28条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額」とする。

（東近江行政組合職員の育児休業等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、東近江行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀中部地域行政事務組合条例第4号）第23条の規定の適用については、同条中「同条例第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「同条例第28条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する規則で定める時間

第5編 給与（東近江行政組合職員の給与の特例に関する条例）

を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額」とする。

（端数計算）

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。